一方、国内における不作や輸入の大幅な減少など食料の安定供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、備蓄の活用や代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、こうした対策を講じるに当たっては、国はもとより、地方公共団体、農業者、民間事業者、消費者等がそれぞれの立場で迅速かつ的確に対応する必要があることから、同指針に基づく具体的な対応手順について、関係者に幅広く周知するとともに、想定される事態ごとのシミュレーション等を実施し、対応手順の実効性の検証、必要に応じた見直しや更なる充実を行う。

② 海外や国内におけるリスクへの対応

食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価の結果を踏まえ、平素から、食料供給への影響を軽減するための対応策を以下のとおり検討し、実施する。

ア 国際的な食料需給の把握、分析

世界の食料需給の動向を踏まえた事業者の的確な調達等に資するため、世界の穀物等の需給をめぐる現状や短期の見通し等について、幅広く情報を収集、分析し、定期的な情報発信を行う。また、将来の食料需給を見据え、的確にリスクに対応するため、各国の経済成長や政策の動向等を踏まえた中期的な食料需給予測を実施するとともに、新たな気候変動の影響評価等を踏まえた長期（2050年）の食料需給予測システムを構築する。

イ 輸入穀物等の安定的な確保

海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、船舶の大型化に対応した流通基盤の強化等を通じて輸入の安定化や多角化を図る。特に、食料の主要な輸入相手国とのＥＰＡにおいては、平成27年１月に発効した日豪ＥＰＡで輸出禁止措置等を導入しないよう努める規定が設けられたように、輸出禁止・規制に関する規律強化を図るなど食料の安定供給の確保に資するよう交渉を進める。また、不測の事態に備え、小麦や飼料穀物の適正な備蓄水準を確保する。

穀物等の輸入の安定化や多角化に加えて、「世界の食料安全保障」（すべての人が、常に、活動的で健康な生活を送るための食生活上の要求と嗜好に合致した、十分で、安全で、栄養のある食料を物理的、社会的、経済的に手に入れられること）への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

飼料穀物や肥料原料については、海外からの輸入への依存度を低減させるため、国産飼料の生産拡大、国内の未利用資源の活用に向けた技術開発、実証・実用化等をコストに配慮しつつ推進する。

農作物の新品種開発に不可欠な遺伝資源を確保するため、遺伝資源の利用等に関する国際的な枠組みの構築への貢献、二国間の協力関係の強化等により、海外からの遺伝資源の円滑な取得を推進する。

ウ 国際協力の新展開

「世界の食料安全保障」と途上国の経済成長等に貢献するため、新たな途上国支援の仕組みとして官民連携によるフードバリューチェーンの構築を推進する。具体的には、二国間政策対話等を活用し、民間投資と連携した協力を行う。その際、現地の理解を得る等の観点から、平成26年10月に世界食料安全保障委員会（Committee on World Food Security）で採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」に沿って進める。

飢餓・貧困対策や、気候変動、越境性感染症等の地球規模課題に対応するため、途上国に対して農業生産や食品安全等に関する技術協力及び資金協力、食料援助等を実施する。また、アフリカを始めとする世界の栄養改善に向けて、官民が一体となって具体的な方策を検討し、実施する。

東アジア地域における大規模災害等の緊急時に備えるため、アセアン＋日中韓の緊急米備蓄の体制確立等を主導的に推進する。

エ 動植物防疫措置の強化

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を控えて訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入防止のため、家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭などによる検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施する。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援する。さらに、海外での疾病の発生情報等を収集、分析し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施する。

加えて、国内の家畜防疫体制の強化を図るため、畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底を進める。その上で、輸出環境の整備にもつながる農場ＨＡＣＣＰの導入を促進するため、その効果の分析、周知を行う。また、疾病発生時の対応の在り方等を明記した防疫マニュアルを作成するとともに、ワクチンの円滑な供給を図るための体制を整備する。さらに、20～30歳代の獣医師の半数は女性であることを踏まえ、女性獣医師が生涯を通じて能力を発揮できる環境づくりなど産業動物獣医師の確保・育成等を推進する。

国内における病害虫の発生予防及びまん延防止のため、病害虫の発生予察情報に基づく適期防除、植物の移動規制等の対策の強化を推進するとともに、防除技術の高度化等に取り組む。

オ 食品流通における不測時への備えの強化

東日本大震災の経験を踏まえ、不測時においても食料のサプライチェーンの機能を維持し、被災地への応急食料の供給や全国的な食料供給の確保を図る。このため、食品産業事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定や、事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を促進するとともに、流通拠点の耐震化を進める。また、主食である米及び小麦の適正な備蓄水準を確保するとともに、平素から家庭における食料品の備蓄を推進する。

⑹ 国際交渉への戦略的な対応

経済連携交渉やＷＴＯ交渉に当たっては、食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展できる貿易ルールの確立を目指す。

ＴＰＰ協定、ＲＣＥＰ、日中韓ＦＴＡ、日ＥＵ・ＥＰＡ等の経済連携については、我が国の農林水産品がこれらの交渉において慎重に扱うべき事項であることに十分に配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行う。

ＷＴＯドーハ・ラウンド農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続する。

２．農業の持続的な発展に関する施策

農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という役割を十分に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要である。